

◎議案第 4 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 8、議案第 4 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第 4 号でございます。白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年6月13日提出。白老町長。

続いまして附則でございます。6ページになります。

附則

（施行期日）

第 1 条 この条例は公布の日から施行し平成26年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 1 条中白老町条例第 34 条の 4 の改正規定及び次条第 7 項の規定 平成 26 年 10 月 1 日

（2）第 1 条中白老町税条例附則第 4 条の 2 及び第 19 条の 3 第 2 項の改正規定、第 22 条から第 23 条までを削る大きく改正規定並びに附則第 24 条を附則第 22 条とし、附則第 25 条を附則第 23 条とする改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日

（3）第 1 条中白老町税条例第 82 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条の規定 平成 27 年 4 月 1 日

（4）第 1 条中白老町税条例第 23 条、第 48 条、第 52 条第 1 項及び附則第 16 条の改正規定並びに 1 条第 6 項、附則第 5 条及び第 6 条の規定 平成 28 年 4 月 1 日

（5）第 1 条中白老町税条例第 33 条第 5 項、附則第 7 条の 4、第 19 条第 1 項及び第 19 条の 2 第 2 項の改正規定並びに次条第 4 項及び第 5 項の規定 平成 29 年 1 月 1 日

（6）第 1 条中白老町税条例第 57 条及び第 59 条の改正規定 子ども・子育て支援法の施行日

続きまして議案説明でございます。10 ページでございます。地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年 3 月 31 日に交付され、原則として 4 月 1 日から施行されたことに伴い所要の改正を行うため本条例等の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

4 番、大淵紀夫議員。

○4 番（大淵紀夫君） 4 番、大淵です。今回法人税及び軽自動車税の関係、議案説明資料に基づいて 3、4、5 は白老町に影響はすごくあるとは思いませんけれども、1 と 2 法人税関係と軽自動車関係、軽自動車税は結構な値上がりですけどもこれの影響金額はどれぐらいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 軽自動車税の税率の改正の影響額ということなのでお答えいたします。この税につきましては新たに 27 年 4 月以降に購入した車に対してと、あと 28 年度以降の重油課税の部分で 14 年経過した車にかかります。それを今現在概算で見積もった中ではおよそ 500 万円程度の収入増になるのではないかということを見込んでいます。ただ今現在なので例えば 14 年経過した車が今後 1 年ちょっとの間で購入されれば、その分は重油課税に加算されないということで額は変わりますがけれども今現在では大体 500 万円程度の増額になるかということを見込んでおります。

法人税の①の法人町民税のほうが町に影響する部分でございます。この部分では 2.6%の引き下げということになります。この分で今うちのほうで見積もっているのは平成 25 年ベースの課税額で見積もった中では 2.6%下がるということで、それを額に換算すると約 1,070 万円ほどが引き下げられる額になるということで算定しております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 4 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。